

**平成29年度  
新制度に移行する私立幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定）の保育料**

階層区分		月額保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯	3,000円
3	市民税均等割のみ課税世帯	3,000円
4	市民税所得割課税額	25,700円以下
5		51,400円以下
6		77,100円以下
7		121,800円以下
8		166,500円以下
9		211,200円以下
10		211,201円以上

保育料の算定基礎は、父母の市町村民税額です。4月から8月分の保育料は平成28年度(27年分)市町村民税、9月から3月分の保育料は平成29年度(28年分)市町村民税で算定します。  
園児が世帯の第3子以降の場合、保育料は0円となります。

園児が世帯の第2子の場合には次のとおりです。

階層区分	兄姉等を含めて2番目に年齢の高い児童
2～3	0円
4～6	保育料表の2分の1の額
7～10	小学校3年生までの兄姉や幼稚園、保育所等へ通園している兄姉がいる場合、保育料表の2分の1の額

私立幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部および情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援および医療型児童発達支援を利用する就学前のお子さんがおられる場合は、在園証明等の提出が必要です。

次の階層区分に属する世帯で、母子・父子家庭の方や在宅障害児(者)のおられる世帯の保育料は、次のとおりです。

階層区分	1番目に年齢の高い児童	年齢の高い順が2番目以降児童
2～3	0円	0円
4～6	3,000円	0円

注：多子計算の算定には、保護者と生計を一にする子ども(年齢は問わない)が対象となります。

多子計算は、子どものための教育・保育給付支給認定申請書や住民基本台帳を基に行っていますが、ご不明な点がございましたらご連絡いただきますようお願いいたします。